

《調査研究会規程》

平成 11(1999) . 12(制定)

平成 14(2002) . 11(改定)

(設置)

第1条

本学会部門運営委員会規程2条により、部門に調査研究会(以下研究会という。)を置く。

(任務)

第2条

研究会は、斬新なテーマ発掘、特定または、未成熟な学術分野の模索のために調査研究を目的・任務とする。

(設置改廃)

第3条

調査研究会の設置改廃は、申請に基づいて部門運営委員会が審議し、決定する。

2. 部門運営委員会の責任と権限により、トップダウンによる研究会を設置することができる。

3. 研究会の設置期間は2年以内とする。延長が必要な場合は、申請に基づき、部門運営委員会の議決により1年を限度に継続することができる。

4. 研究会の活動状況は、部門運営委員会へ報告しなければならない。

5. 研究会終了時には、活動報告書を部門運営委員会に提出する。

(構成)

第4条

研究会に、主査及び幹事を置く。

2. 主査は、部門運営委員会の推薦に基づき同部門長が委嘱する。

3. 幹事は、主査が指名する。

4. 主査は、本学会会員であることとする。

5. 構成員は、本学会の会員であることを原則とする。

(職務及び運営)

第5条

主査は、研究会の運営を司る。

2. 幹事は、主査を補佐し、研究会の運営を分担する。

3. 研究会は、自発的に自由闊達な研究活動を旨とするため、運営は自主自立性を尊重する。

4. 研究会は、部門運営委員会の決定により、部門活動補助予算より活動補助費を受けることができる。

(庶務)

第6条

研究会の庶務は、学会事務局が担当する。

(改廃及び発効)

第6条

本規程の改廃及び発効は、理事会の議を経るものとする。

附 則

この規定の変更は、平成14年11月23日から施行する。